



県 章

滋賀県公報

平成 19 年 (2007 年)
2 月 28 日
号 外 (1)
水 曜 日

毎週月・水・金曜 3 回発行

目 次 (印は、県例規集に登載するもの)

規 則	
ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例の一部の施行期日を定める規則 (自然環境保全課)	1
ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例施行規則 (自然環境保全課)	1
告 示	
ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第 12 条第 1 項の規定による指定希少野生動植物種の指定 (自然環境保全課)	46
ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第 27 条第 1 項の規定による指定外来種の指定 (自然環境保全課)	47

規 則

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成 19 年 2 月 28 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則第 4 号

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例の一部の施行期日を定める規則

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例 (平成 18 年滋賀県条例第 4 号) (第 5 章の規定および付則第 1 項ただし書に規定する規定を除く。) の施行期日は、平成 19 年 3 月 29 日とする。

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例施行規則をここに公布する。

平成 19 年 2 月 28 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

滋賀県規則第 5 号

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例施行規則

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第 41 条ただし書に規定する場合を定める規則 (平成 18 年滋賀県規則第 68 号) の全部を改正する。

(趣旨)

第 1 条 この規則は、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例 (平成 18 年滋賀県条例第 4 号。以下「条例」という。) の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第 2 条 この規則で使用する用語は、条例で使用する用語の例による。

(希少野生動植物種)

第 3 条 条例第 2 条第 2 項の規則で定める野生動植物の種は、別表のとおりとする。

(規則で定める公共団体)

第 4 条 条例第 10 条第 1 項および第 38 条第 1 項の規則で定める公共団体は、次に掲げる公共団体とする。

- (1) 滋賀県住宅供給公社
- (2) 滋賀県道路公社
- (3) 滋賀県土地開発公社
- (4) 県が設立した地方独立行政法人 (地方独立行政法人法 (平成 15 年法律第 118 号) 第 2 条第 1 項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。)
- (5) 財団法人滋賀県環境事業公社

- (6) 財団法人滋賀県下水道公社
- (7) 社団法人滋賀県造林公社
- (8) 財団法人びわ湖造林公社

2 条例第 10 条第 2 項および第 38 条第 2 項の規則で定める公共団体は、次に掲げる公共団体 (前項各号に掲げる公共団体を除く。)とする。

- (1) 日本郵政公社
- (2) 日本下水道事業団
- (3) 独立行政法人国立病院機構
- (4) 独立行政法人雇用・能力開発機構
- (5) 独立行政法人労働者健康福祉機構
- (6) 独立行政法人緑資源機構
- (7) 独立行政法人中小企業基盤整備機構
- (8) 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構
- (9) 独立行政法人都市再生機構
- (10) 独立行政法人水資源機構
- (11) 独立行政法人環境再生保全機構
- (12) 国立大学法人法 (平成 15 年法律第 112 号) 第 2 条第 1 項に規定する国立大学法人
- (13) 地方住宅供給公社
- (14) 地方道路公社
- (15) 土地開発公社
- (16) 地方独立行政法人
(捕獲等の禁止の適用除外)

第 5 条 条例第 15 条第 3 号の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 人の生命または身体の保護のために必要であること。
- (2) 大学 (学校教育法 (昭和 22 年法律第 26 号) 第 1 条に規定する大学および国立大学法人法第 2 条第 4 項に規定する大学共同利用機関をいう。以下同じ。)における教育または学術研究のために捕獲等をするものであること (あらかじめ、知事に届け出たもの (公立の大学 (地方独立行政法人法第 68 条第 1 項に規定する公立大学法人が設置する大学を除く。)にあっては、知事に通知したもの)に限る。)
- (3) 希少野生動植物種調査監視指導員が指定希少野生動植物種の保護またはその生息もしくは生育の環境の保全に関する調査のために捕獲等をするものであること (あらかじめ、知事に届け出たものに限る。)
- (4) 次に掲げる行為に伴って捕獲等をするものであること。
 - ア 森林法 (昭和 26 年法律第 249 号) 第 10 条の 3 もしくは第 38 条または地すべり等防止法 (昭和 33 年法律第 30 号) 第 21 条第 1 項もしくは第 2 項の規定に基づく処分による義務の履行として行う行為であって急を要するもの
 - イ 非常災害に対する必要な応急措置としての行為
- (5) 個体の保護のための移動または移植を目的として当該個体の捕獲等をするのであって次に掲げる行為に伴うものであること (あらかじめ、知事に届け出たものに限る。)
 - ア 森林の保護管理のための標識または野生動植物の保護増殖のための標識その他これに類する工作物を設置し、または管理すること。
 - イ 測量法 (昭和 24 年法律第 188 号) 第 10 条第 1 項に規定する測量標を設置し、または管理すること。
 - ウ 漁港漁場整備法 (昭和 25 年法律第 137 号) 第 3 条第 1 号に掲げる施設、同条第 2 号イ、ロ、ハ、ルもしくはヲに掲げる施設 (同号イに掲げる施設については駐車場およびヘリポートを除き、同号ハに掲げる施設については公共施設用地に限る。) または同法第 40 条の規定により漁港施設とみなされている施設を設置し、または管理すること。
 - エ 水産資源保護法 (昭和 26 年法律第 313 号) 第 17 条第 1 項に規定する保護水面の管理計画に基づき施設を設置し、または管理すること。
 - オ 沿岸漁業 (沿岸漁業改善資金助成法 (昭和 54 年法律第 25 号) 第 2 条第 1 項に規定する沿岸漁業 (総トン数 10 トン以上 20 トン未満の動力漁船 (とう載漁船を除く。)) を使用して行うものを除く。) をいう。以下同じ。) の生産基盤の整備および開発を行うために必要な沿岸漁業の構造の改善に関する事業に係る施設を設置し、または管理すること。

- カ 道路を設置し、または管理すること。
- キ 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道または索道の交通の安全を確保するための施設を設置し、または管理すること。
- ク 鉄道、軌道または索道のプラットホーム (上家を含む。) を設置し、または管理すること。
- ケ 船舶の交通の安全を確保するための施設を設置し、または管理すること。
- コ 船舶または積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。
- サ 航空法 (昭和 27 年法律第 231 号) 第 2 条第 4 項に規定する航空保安施設を設置し、または管理すること。
- シ 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設または電気通信事業法 (昭和 59 年法律第 86 号) 第 141 条第 3 項に規定する陸標を設置し、または管理すること。
- ス 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路または空中線系 (その支持物を含む。) を設置し、または管理すること。
- セ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気または水象の観測のための施設その他これに類する施設を設置し、または管理すること。
- ソ 送水管、ガス管、電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路その他これらに類する工作物を道路に埋設し、または管理すること。
- タ 消防または水防の用に供する望楼または警鐘台を設置すること。
- チ 法令の規定により、または保安の目的で標識その他これに類する工作物を設置し、または管理すること。
- ツ この号に掲げる行為を行うための仮設の工作物 (宿舍を除く。) を当該行為に係る工事敷地内において設置すること。
- テ 放送法 (昭和 25 年法律第 132 号) 第 2 条に規定する放送の業務、有線ラジオ放送業務の運用の規正に関する法律 (昭和 26 年法律第 135 号) 第 2 条に規定する有線ラジオ放送の業務、有線放送電話に関する法律 (昭和 32 年法律第 152 号) 第 2 条第 2 項に規定する有線放送電話業務、有線テレビジョン放送法 (昭和 47 年法律第 114 号) 第 2 条第 1 項に規定する有線テレビジョン放送の業務または電気通信事業法第 2 条第 4 号に規定する電気通信事業の用に供する施設の管理のために必要な行為
- ト 水力または火力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の設置もしくは改良またはこれらのため必要な工作物の設置もしくは改良および送電変電施設の整備、ガス事業法 (昭和 29 年法律第 51 号) 第 2 条第 10 項に規定するガス事業または工業用水道事業法 (昭和 33 年法律第 84 号) 第 2 条第 4 項に規定する工業用水道事業を行う者が行う保安の確保のために必要な行為
- ナ 文化財保護法 (昭和 25 年法律第 214 号) 第 27 条第 1 項の規定により指定された重要文化財、同法第 78 条第 1 項の規定により指定された重要有形民俗文化財、同法第 92 条第 1 項に規定する埋蔵文化財、同法第 109 条第 1 項の規定により指定され、もしくは同法第 110 条第 1 項の規定により仮指定された史跡名勝天然記念物、同法第 134 条第 1 項の規定により選定された重要な文化的景観または旧重要美術品等ノ保存ニ関スル法律 (昭和 8 年法律第 43 号) 第 2 条第 1 項の規定により認定された物件の保存のための行為
- ニ 鉱業法 (昭和 25 年法律第 289 号) 第 4 条に規定する鉱業、採石法 (昭和 25 年法律第 291 号) 第 10 条第 1 項第 3 号に規定する採石業または砂利採取法 (昭和 43 年法律第 74 号) 第 2 条に規定する砂利採取業を行うこと。
- ヌ 農業、林業または漁業を営むために行う行為
- ネ 森林法第 25 条第 1 項もしくは第 2 項もしくは第 25 条の 2 第 1 項もしくは第 2 項の規定により指定された保安林の区域または同法第 41 条の規定により指定された保安施設地区において同法第 34 条第 2 項 (同法第 44 条において準用する場合を含む。) の許可を受けた者が行う当該許可に係る行為または同項各号に該当する場合の同項に規定する行為
- (捕獲等の目的)
- 第 6 条 条例第 16 条第 1 項の規則で定める目的は、教育の目的、指定希少野生動植物種の個体の生息状況または生育状況の調査の目的その他指定希少野生動植物種の保護に資すると認められる目的とする。
- (捕獲等の許可の申請等)
- 第 7 条 条例第 16 条第 2 項の規定による許可の申請は、指定希少野生動植物種捕獲等許可申請書 (別記様式第 1 号) に次に掲げる書類を添えてしなければならない。
- (1) 捕獲等をする区域の位置を明らかにした縮尺 50,000 分の 1 以上の地形図
 - (2) 捕獲等をした個体の飼養等をしようとする場合にあっては、飼養等のための施設の構造および規模を明らかにした図面および写真
 - (3) 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面

- 2 条例第 16 条第 5 項の許可証 (以下この条において「許可証」という。) は、指定希少野生動植物種捕獲等許可証 (別記様式第 2 号) とする。
- 3 条例第 16 条第 6 項の規定による従事者証の交付の申請は、指定希少野生動植物種捕獲等従事者証交付申請書 (別記様式第 3 号) を提出して行うものとする。
- 4 条例第 16 条第 6 項の従事者証 (以下この条において「従事者証」という。) は、指定希少野生動植物種捕獲等従事者証 (別記様式第 4 号) とする。
- 5 条例第 16 条第 7 項の規定による許可証または従事者証の再交付の申請は、指定希少野生動植物種捕獲等許可証・従事者証再交付申請書 (別記様式第 5 号) を提出して行うものとする。
- 6 許可証および従事者証は、その効力を失った日から 30 日以内に、これを知事に返納しなければならない。
- 7 許可証の交付を受けた者は、前項の規定により許可証を返納する場合にあっては、捕獲等に係る個体の数量および処置の概要を知事に報告しなければならない。
- 8 条例第 16 条第 7 項の規定により許可証または従事者証の再交付を受けた者は、その再交付を受けた後において紛失した許可証または従事者証を回復したときは、速やかに、当該回復した許可証または従事者証を知事に返納しなければならない。

(個体の取扱方法)

第 8 条 条例第 16 条第 9 項の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 当該個体の飼養等をする場合にあっては、適当な飼養等のための施設に収容すること。
- (2) 当該個体の生息もしくは生育に適した条件を維持し、または当該個体を損傷しないよう適切に管理すること。

(身分証明書)

第 9 条 条例第 18 条第 2 項の証明書は、身分証明書 (別記様式第 6 号) とする。

(生息・生育地保護区の指定の公告)

第 10 条 条例第 21 条第 4 項の規定による公告は、次に掲げる事項を滋賀県公報に登載して行うものとする。

- (1) 生息・生育地保護区の名称
- (2) 生息・生育地保護区の指定の区域
- (3) 生息・生育地保護区の指定に係る希少野生動植物種
- (4) 生息・生育地保護区の指定の区域の保護に関する指針の案
- (5) 生息・生育地保護区の指定の区域、指定に係る希少野生動植物種および指定の区域の保護に関する指針の案の縦覧場所

(公聴会)

第 11 条 知事は、条例第 21 条第 6 項の規定により公聴会を開催しようとするときは、その開催の日の 20 日前までに、公聴会において意見を聴こうとする案件、公聴会の日時、場所その他必要な事項を公告しなければならない。

- 2 公聴会に出席して、当該案件に対して意見を述べようとする者は、公聴会の開催の日の 10 日前までに、住所、氏名および意見の要旨を記載した書面を知事に提出しなければならない。
- 3 知事は、前項の規定により書面の提出を行った者および当該案件について意見を聴く必要があると認める者のうちから、公聴会において意見を述べる者 (以下「公述人」という。) を選定し、その旨を公述人に通知するものとする。
- 4 公聴会の議長は、滋賀県職員のうちから知事が指名する。
- 5 議長は、公聴会を主宰する。
- 6 公述人は、発言しようとするときは、議長の許可を受けなければならない。
- 7 公述人の発言は、その意見を聴こうとする案件の範囲を超えてはならない。
- 8 公述人が前項の範囲を超えて発言し、または不穏当な言動があったときは、議長は、その発言を禁止し、または退場を命ずることができる。
- 9 議長は、公聴会の秩序を維持するため必要があると認めるときは、その秩序を妨げ、または不穏当な言動をした者を退去させることができる。
- 10 議長は、公聴会の終了後遅滞なく公聴会の経過に関する重要な事項を記載した記録を作成し、これに署名押印しなければならない。

(生息・生育地保護区における行為の届出)

第 12 条 条例第 22 条第 1 項の規定による届出は、生息・生育地保護区内行為届出書 (別記様式第 7 号) に次に掲げる書類を添えてしなければならない。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺 50,000 分の 1 以上の地形図

- (2) 行為地およびその付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図および天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の平面図、立面図、断面図および構造図
(生息・生育地保護区における届出を要しない行為)

第 13 条 条例第 22 条第 6 項第 2 号の規則で定める行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 工作物を新築し、改築し、または増築することであって次に掲げるもの
 - ア 森林の保護管理のための標識または野生動植物の保護増殖のための標識その他これに類する工作物を設置すること。
 - イ 測量法第 10 条第 1 項に規定する測量標を設置すること。
 - ウ 水産資源保護法第 17 条第 1 項に規定する保護水面の管理計画に基づいて施設を新築し、改築し、または増築すること。
 - エ 河川法 (昭和 39 年法律第 167 号) 第 3 条第 2 項に規定する河川管理施設を改築すること。
 - オ 信号機、防護柵、土留よう壁その他道路、鉄道、軌道または索道の交通の安全を確保するための施設を改築すること (信号機にあっては、新築することを含む。)
 - カ 船舶の交通の安全を確保するための施設を新築し、改築し、または増築すること。
 - キ 船舶または積荷の急迫した危難を避けるための応急措置として仮設の工作物を新築すること。
 - ク 郵便差出箱、集合郵便受箱、信書便差出箱、公衆電話施設または電気通信事業法第 141 条第 3 項に規定する陸標を設置すること。
 - ケ 電気供給のための電線路、有線電気通信のための線路または空中線系 (その支持物を含む。) を改築すること。
 - コ 気象、地象、地動、地球磁気、地球電気または水象の観測のための施設その他これに類する施設を新築し、改築し、または増築すること。
 - サ 法令の規定により、または保安の目的で標識その他これに類する工作物を設置すること。
- (2) 河川、湖沼等の水位または水量に増減を及ぼさせることであって次に掲げるもの
 - ア 田畑内の池沼等の水位または水量に増減を及ぼさせること。
 - イ 生息・生育地保護区が指定された際にその設置に着手していた工作物を操作することにより当該生息・生育地保護区の区域内の河川、湖沼等の水位または水量に増減を及ぼさせること。
- (3) 木竹を伐採することであって次に掲げるもの
 - ア 自家の生活の用に充てるために木竹を択伐 (単木択伐に限る。) すること。
 - イ 森林の保育のために下刈りし、つる切りし、または間伐すること。
 - ウ 枯損した木竹または危険な木竹を伐採すること。
 - エ 測量、実地調査または施設の保守の支障となる木竹を伐採すること。
 - オ 気象、地象、地球磁気、地球電気または水象の観測の支障となる木竹を伐採すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、次に掲げる行為
 - ア 農業、林業または漁業を営むために行う行為 (次に掲げるものを除く。)
 - (ア) 工作物を新築し、または増築すること。
 - (イ) 宅地を造成し、または土地を開墾すること。
 - (ウ) 水面を埋め立て、または干拓すること。
 - イ 教育、試験研究または学術研究のために行う行為 (工作物を新築し、または増築することを除く。)
 - ウ 犯罪の予防または捜査、避難者の救助その他これらに類する行為
 - エ 法令に基づく検査、調査その他これらに類する行為
 - オ 法令またはこれに基づく処分による義務の履行として行う行為
 - カ 工作物の修繕のために行う行為
 - キ 建築物の存する敷地内で行う行為 (建築物を設置することを除く。)
- (5) 前各号に掲げる行為に付帯する行為
(身分証明書)

第 14 条 条例第 24 条第 3 項の証明書は、身分証明書 (別記様式第 8 号) とする。

(補償請求書)

第 15 条 条例第 25 条第 1 項または第 36 条第 1 項の規定による補償を請求しようとする者は、次に掲げる事項を記載した請求書を知事に提出しなければならない。

- (1) 請求者の住所および氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)
- (2) 補償請求の理由

(3) 補償請求額の総額およびその内訳

(飼養等の届出)

第 16 条 条例第 28 条第 1 項および第 3 項の届出は、指定外来種飼養等届出書 (別記様式第 9 号) に飼養等のための施設の構造および規模を明らかにした図面および写真を添えてしなければならない。

(飼養等の届出を要しない事由)

第 17 条 条例第 28 条第 1 項の規則で定めるやむを得ない事由は、次に掲げるものとする。

- (1) 飼養等を開始した日から起算して 30 日を経過する日までの間、飼養等をするものであること。
- (2) 県または市町が行う指定外来種の個体の防除を補助するため当該指定外来種の個体の保管または運搬をするものであること。
- (3) 獣医師法 (昭和 24 年法律第 186 号) 第 4 章の規定による業務に伴って飼養等をするものであること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号) その他の関係法律およびこれらの規定に基づく命令の規定により行う廃棄物の処理に伴って保管または運搬をするものであること。
- (5) 食品衛生法施行令 (昭和 28 年政令第 229 号) 第 35 条第 1 号に規定する飲食店営業について食品衛生法 (昭和 22 年法律第 233 号) 第 52 条第 1 項の許可を受けた者が、食用に供するために、適合飼養等施設とともに譲り受け、当該適合飼養等施設内において保管をするものであること。

(届出事項)

第 18 条 条例第 28 条第 1 項第 5 号の規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 飼養等をする目的
- (2) 飼養等の管理体制に係る次に掲げる事項
 - ア 適合飼養等施設の点検方法
 - イ 届出後に指定外来種の個体の飼養等が困難となった場合の対処方法
 - ウ 指定外来種の個体を運搬する場合にあっては、その運搬の際の当該指定外来種の個体の逸出防止措置

(軽微な変更)

第 19 条 条例第 28 条第 2 項の規則で定める軽微な変更は、指定外来種の個体の数量の変更 (飼養等のための施設の構造または規模の変更を伴うものを除く。) とする。

(飼養等変更事項の届出)

第 20 条 条例第 28 条第 2 項の規定による届出は、飼養等をやめたときにあつては指定外来種飼養等廃止届出書 (別記様式第 10 号) を、届出に係る事項に変更があつたときにあつては指定外来種飼養等届出事項変更届出書 (別記様式第 11 号) を提出して行うものとする。

(適合飼養等施設の基準)

第 21 条 条例第 29 条第 1 項の規則で定める基準は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定外来種の種類に応じ、その逸出を防止できる構造および強度とすること。
- (2) 人の生命または身体に係る被害を及ぼし、または及ぼすおそれがある指定外来種については、当該指定外来種の個体に係る取扱者以外の者が容易に当該指定外来種の個体に触れるおそれがない構造および強度とすること。

(飼養等の方法)

第 22 条 条例第 29 条第 2 項の規則で定める方法は、次に掲げるものとする。

- (1) 指定外来種の個体の飼養等の状況の確認および適合飼養等施設の保守点検を定期的に行うこと。
- (2) 第 18 条第 2 号に規定する管理体制に係る事項を遵守すること。
- (3) 適合飼養等施設の清掃、修繕その他やむを得ない事情で一時的に適合飼養等施設の外で飼養等をする場合には、指定外来種の個体の逸出防止措置を講ずること。
- (4) 水中で飼養等をする指定外来種については、適合飼養等施設の水の交換に当たっては、指定外来種の個体が逸出することのないよう、ろ過した上で排水すること。
- (5) 人の生命または身体に係る被害を及ぼし、または及ぼすおそれがある指定外来種については、第三者の接触等を禁止する旨の標識を掲出すること。

(身分証明書)

第 23 条 条例第 33 条第 2 項の証明書は、身分証明書 (別記様式第 12 号) とする。

第 24 条 条例第 35 条第 3 項の証明書は、身分証明書 (別記様式第 13 号) とする。

(飲食物を与えることの禁止の適用除外)

第 25 条 条例第 41 条ただし書の規則で定める場合は、学術研究の目的で指定野生鳥獣種の個体に飲食物を与える場合であつて、飲食物を与えることにつきやむを得ない事情があると知事が認めるときとする。

(国等に関する特例)

第 26 条 条例第 51 条第 1 項の規則で定める公共団体は、第 4 条第 1 項各号および同条第 2 項各号に掲げる公共団体とする。

2 条例第 51 条第 2 項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第 26 条第 1 項に規定する保護増殖事業としての行為をする場合
- (2) 国または地方公共団体の試験研究機関が試験研究のために捕獲等をする場合 (あらかじめ、知事に通知したものに限る。)
- (3) 傷病その他の理由により緊急に保護を要する個体の捕獲等をする場合 (捕獲等をした後 30 日以内に、知事に通知したものに限る。)
- (4) 個体の保護のための移動または移植を目的として当該個体の捕獲等をする場合であって第 5 条第 5 号に掲げる行為に伴うものであるとき (あらかじめ、知事に通知したものに限る。)
- (5) 警察法 (昭和 29 年法律第 162 号) 第 2 条第 1 項に規定する警察の責務としての行為をする場合

3 条例第 51 条第 3 項の規則で定める場合は、次に掲げる場合とする。

- (1) 条例第 26 条第 1 項に規定する保護増殖事業としての行為をする場合
- (2) 県の職員が条例に係る業務に伴って指定外来種の個体の飼養等をする場合
- (3) 植物防疫官が植物防疫法 (昭和 25 年法律第 151 号) 第 8 条または第 10 条に基づく植物防疫所の業務に伴って指定外来種の個体の飼養等をする場合
- (4) 家畜防疫官が狂犬病予防法 (昭和 25 年法律第 247 号) 第 7 条、家畜伝染病予防法 (昭和 26 年法律第 166 号) 第 40 条もしくは第 45 条または感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律 (平成 10 年法律第 114 号) 第 55 条に基づく動物検疫所の業務に伴って指定外来種の個体の飼養等をする場合
- (5) 警察法第 2 条第 1 項に規定する警察の責務としての行為をする場合
- (6) 市町の職員が指定外来種の個体の防除に伴って当該指定外来種の個体の保管または運搬をする場合 (捕獲等の届出)

第 27 条 第 5 条第 2 号、第 3 号または第 5 号の規定による届出は、指定希少野生動植物種捕獲等届出書 (別記様式第 14 号) に第 7 条第 1 項各号に掲げる書類を添えてしなければならない。

付 則

この規則は、平成 19 年 3 月 29 日から施行する。

別表 (第 3 条関係)

希少野生動物種

1 動物界

(1) 哺乳綱

科 名	種 名
ウ シ 科	ニホンカモシカ
キクガシラコウモリ科	キクガシラコウモリ コキクガシラコウモリ
ク マ 科	ツキノワグマ
ト ガ リ ネ ズ ミ 科	カワネズミ
ネ ズ ミ 科	カヤネズミ
ヒ ナ コ ウ モ リ 科	テングコウモリ ヒナコウモリ モモジロコウモリ ユビナガコウモリ
モ グ ラ 科	アズマモグラ ミズラモグラ
ヤ マ ネ 科	ヤマネ
リ ス 科	ホンドモモンガ ムササビ

(2) 鳥 綱

科 名	種 名
ア ト リ 科	イスカ ウソ オオマシコ シメ ハギマシコ ベニマシコ
ア マ ツ バ メ 科	アマツバメ ハリオアマツバメ

イ ワ ヒ バ リ 科	イワヒバリ カヤクグリ
ウ グ イ ス 科	エゾムシクイ オオヨシキリ キクイタダキ コヨシキリ シマセンニュー セツカ センダイムシクイ メボソムシクイ ヤブサメ
カ イ ツ プ リ 科	カイツブリ カンムリカイツブリ
カ サ サ ギ ビ タ キ 科	サンコウチョウ
カ ッ コ ウ 科	カッコウ ジュウイチ ツツドリ ホトトギス
カ モ 科	アメリカヒドリ ウミアイサ オオハクチョウ オオヒシクイ オシドリ カワアイサ コウライアイサ コハクチョウ シマアジ ツクシガモ トモエガモ ホオジロガモ マガン ミコアイサ ヨシガモ
カ モ メ 科	コアジサシ
カ ワ ガ ラ ス 科	カワガラス
カ ワ セ ミ 科	アカショウビン カワセミ ヤマセミ
キ ツ ツ キ 科	アオゲラ アカゲラ アリスイ オオアカゲラ
キ バ シ リ 科	キバシリ
ク イ ナ 科	クイナ バン ヒクイナ
ゴ ジ ュ ウ カ ラ 科	ゴジュウカラ
サ ギ 科	ササゴイ サンカノゴイ チュウサギ ミゾゴイ ヨシゴイ
サン シ ョ ウ ク イ 科	サンショウクイ
シ ギ 科	アオアシシギ アオシギ イソシギ ウズラシギ エリマキシギ オオジシギ オオソリハシシギ オグロシギ オジロトウネン オバシギ キアシシギ クサシギ コアオアシシギ コオバシギ サルハマシギ ソリハシシギ ダイシャクシギ タカブシギ タシギ チュウジシギ チュウシャクシギ ツルシギ トウネン ヒバリシギ ヘラシギ ホウロクシギ ヤマシギ
シ ジ ュ ウ カ ラ 科	コガラ
セ イ タ カ シ ギ 科	セイタカシギ
セ キ レ イ 科	タヒバリ ビンズイ
タ カ 科	イヌワシ オオタカ オオワシ オジロワシ クマタカ サシバ チュウヒ ツミノスリ ハイイロチュウヒ ハイタカ ハチクマ ミサゴ
タ マ シ ギ 科	タマシギ
チ ド リ 科	イカルチドリ シロチドリ ダイゼン タゲリ メダイチドリ
ツ グ ミ 科	クロツグミ コマドリ コルリ トラツグミ マミジロ ルリビタキ
ツ バ メ チ ド リ 科	ツバメチドリ
ツ リ ス ガ ラ 科	ツリスガラ
ハ タ オ リ ド リ 科	ニューナイスズメ
ハ ト 科	アオバト
ハ ヤ ブ サ 科	コチョウゲンボウ チゴハヤブサ チョウゲンボウ ハヤブサ
ヒ タ キ 科	オオルリ キビタキ コサメビタキ サメビタキ
フ ク ロ ウ 科	アオバズク オオコノハズク コノハズク コミミズク トラフズク フクロウ
ブ ッ ポ ウ ソ ウ 科	ブッポウソウ
ホ オ ジ ロ 科	オオジュリン クロジ ノジコ ホオアカ ミヤマホオジロ
ミ ソ サ ザ イ 科	ミソサザイ
ム ク ド リ 科	コムクドリ
ヨ タ カ 科	ヨタカ

(3) 爬虫綱

科 名	種 名
ヌ マ ガ メ 科	シロイシガメ

(4) 両生綱

科 名	種 名
ア カ ガ エ ル 科	ナガレタゴガエル ナゴヤダルマガエル ヌマガエル ヤマアカガエル
オオサンショウウオ科	オオサンショウウオ
サンショウウオ科	カスミサンショウウオ ハコネサンショウウオ ヒダサンショウウオ プチサンショウウオ
ヒ キ ガ エ ル 科	アズマヒキガエル ナガレヒキガエル ニホンヒキガエル

(5) 硬骨魚綱

科 名	種 名
ア カ ザ 科	アカザ
カ ジ カ 科	カジカ (大卵型)
ギ ギ 科	ギギ
コ イ 科	アブラヒガイ アブラボテ イチモンジタナゴ イトモロコ カネヒラ カワバタモロコ ゲンゴロウブナ コイ (野生型) シロヒレタビラ ズナガニゴイ ゼゼラ ニゴロブナ ハス ビワヒガイ ホンモロコ ムギツク モツゴ ヤリタナゴ ワタカ
ト ゲ ウ オ 科	ハリヨ
ド ジ ョ ウ 科	アジメドジョウ アユモドキ スジシマドジョウ大型種 スジシマドジョウ小型種琵琶湖型 ホトケドジョウ
ナ マ ズ 科	イワトコナマズ ビワコオオナマズ
ハ ゼ 科	イサザ
メ ダ カ 科	メダカ

(6) 無顎綱

科 名	種 名
ヤ ツ メ ウ ナ ギ 科	スナヤツメ

(7) 昆虫綱

科 名	種 名
ア オ イ ト ト ン ボ 科	コバネアオイトトンボ
ア ゲ ハ チ ョ ウ 科	ギフチョウ
ア シ エ ダ ト ビ ケ ラ 科	ビワアシエダトビケラ
イ ト ト ン ボ 科	オオイトトンボ ベニイトトンボ モートンイトトンボ
エ グ リ ト ビ ケ ラ 科	ババホタルトビケラ
エ ゾ ト ン ボ 科	キイロヤマトンボ ハネビロエゾトンボ
カ タ ツ ム リ ト ビ ケ ラ 科	カタツムリトビケラ
カ ミ キ リ ム シ 科	アオカミキリ イッシキキモンカミキリ スネケブカヒロコバネカミキリ テツイロハナカミキリ トガリバホソコバネカミキリ トラフソバネカミキリ ヒメピロウドカミキリ フタコブルリハナカミキリ フタスジカタビロハナカミキリ ベーツヒラタカミキリ ホシベニカミキリ ムナコブハナカミキリ ヨコヤ

	マヒゲナガカミキリ
カ ワ ゲ ラ 科	ヒトホシクラカケカワゲラ
キ リ ギ リ ス 科	コバネササキリ
ギ ン グ チ バ チ 科	ヘロスギングチバチ
ク ワ ガ タ ム シ 科	オオクワガタ マダラクワガタ
ゲ ン ゴ ロ ウ 科	オオイチモンジシマゲンゴロウ キベリマメゲンゴロウ クロゲンゴロウ ゲン ゴロウ コガタノゲンゴロウ コセスジゲンゴロウ シャープゲンゴロウモドキ
コ オ イ ム シ 科	タガメ
コ オ ロ ギ 科	エゾエンマコオロギ クチキコオロギ
コ ガ ネ ム シ 科	アカマダラコガネ オオダイセマダラコガネ オオチャイロハナムグリ ダイコ クコガネ ミヤマダイコクコガネ ムネアカセンチコガネ ヤマトエンマコガネ
コ バ ン ム シ 科	コバンムシ
コ ブ ス ジ コ ガ ネ 科	マグソクワガタ
コ ン ボ ウ ハ バ チ 科	ハナセヒラクチハバチ
サ ナ エ ト ン ボ 科	オオサカサナエ オグマサナエ メガネサナエ
シ ジ ミ チ ョ ウ 科	ウラジロミドリシジミ ウラナミアカシジミ キマダラルリツバメ クロシジミ ミヤマカラスシジミ
ジャノメチヨウ科	ウラナミジャノメ
シ ロ チ ョ ウ 科	ツマグロキチヨウ
ス ズ メ バ チ 科	チャイロスズメバチ ヒメホソアシナガバチ
セ セ リ チ ョ ウ 科	キバネセセリ ギンイチモンジセセリ ヘリグロチャバネセセリ
セ ミ 科	ヒメハルゼミ
タ テ ハ チ ョ ウ 科	ウラギンスジヒョウモン オオムラサキ クモガタヒョウモン
ツ ト ガ 科	ヒメコミズメイガ
ト ン ボ 科	オオキトンボ コノシメトンボ ナニワトンボ ベッコウトンボ マダラナニワ トンボ
ナ ベ ブ タ ム シ 科	カワムラナベブタムシ
バ ッ タ 科	カワラバッタ
ハ バ チ 科	イトウハバチ
ハ ム シ 科	キイロネクイハムシ
ハ ン ミ ョ ウ 科	カワラハンミョウ
ヒゲナガトビケラ科	ウジセトトビケラ ギンボシツツトビケラ ミサキツノトビケラ
ヒ メ バ チ 科	エゾオナガバチ
フトヒゲトビケラ科	ヒトスジキソトビケラ
マ ツ ム シ 科	カヤコオロギ
ミツギリゾウムシ科	ミツギリゾウムシ
ミ ツ バ チ 科	クロマルハナバチ
モノサシトンボ科	ゲンバイトンボ
ヤ ガ 科	アサマキシタバ アミメキシタバ ウスイロキシタバ カバフキシタバ フシキ キシタバ ヤマトホソヤガ
ヤ マ マ ヨ ガ 科	クロウスタビガ
ヤ ン マ 科	ネアカヨシヤンマ

(8) クモ綱

科 名	種 名
カネコトタテグモ科	カネコトタテグモ
コガネグモ科	ゲホウグモ トゲグモ
ジグモ科	ワスレナグモ
トタテグモ科	キシノウエトタテグモ キノボリトタテグモ
ネコグモ科	オビジガバチグモ
フクログモ科	ベニーコマチグモ
ホラヒメグモ科	スズカホラヒメグモ

(9) 甲殻綱

科 名	種 名
イワガニ科	モクズガニ
コロフィウム科	ビワカマカ
ヌマエビ科	ヌマエビ ミナミヌマエビ
ヒメカイエビ科	ヒメカイエビ属全種
ミジンコ科	ビワミジンコ
ヨコエビ科	アナンデールヨコエビ ナリタヨコエビ

(10) 貧毛綱

科 名	種 名
イトミミズ科	ビワヨゴレイトミミズ

(11) ヒル綱

科 名	種 名
グロシフォニ科	イカリビル

(12) 腹足綱

科 名	種 名
アズキガイ科	アズキガイ
イツマデガイ科	ニクイロシブキツボ ヤママメタニシ
オオコウラナメクジ科	オオコウラナメクジ
オナジマイマイ科	オウミケマイマイ カタマメマイマイ クチマガリマイマイ コウベマイマイ
カワザンショウガイ科	ホラアナゴマオカチグサガイ
カワニナ科	イボカワニナ オオウラカワニナ クロカワニナ クロダカワニナ シライシカワニナ タケシマカワニナ タデジワカワニナ ナカセコカワニナ ナンゴウカワニナ フトマキカワニナ ホソマキカワニナ モリカワニナ
キセルガイ科	オクガタギセルガイ キョウトギセルガイ シリボソギセルガイ トノサマギセルガイ ホソヒメギセルガイ ミカドギセルガイ
キセルガイモドキ科	クリイロキセルガイモドキ フトキセルガイモドキ
タニシ科	ナガタニシ マルタニシ
ニッポンマイマイ科	カナマルマイマイ ココロマイマイ コシタカコベソマイマイ ヤコビマイマイ

ヒラマキガイ科	カワネジガイ ヒダリマキモノアラガイ
ミズツボ科	コバヤシミジンツボ
ヤマタニシ科	アツブタガイ サドヤマトガイ トウカイヤマトガイ

(13) 二枚貝綱

科 名	種 名
イシガイ科	イケチョウガイ オグラヌマガイ オトコタテボシガイ オバエボシガイ カタハガイ ニセマツカサガイ マツカサガイ マルドブガイ メンカラスガイ
シジミ科	セタシジミ マシジミ

(14) コケムシ綱

科 名	種 名
ヒメテンコケムシ科	カンテンコケムシ ヒメテンコケムシ

(15) ウズムシ綱

科 名	種 名
オオウズムシ科	ビワオオウズムシ
ヤドリフタツノムシ科	エビヤドリツノムシ

(16) 葉状根足虫綱

科 名	種 名
ディフルギア科	ビワツボカムリ

2 植物界

科 名	種 名
アカネ科	イナモリソウ オオキヌタソウ ナガバジュズネノキ
アカバナ科	ウシタキシソウ ケゴンアカバナ トダイアカバナ
アブラナ科	タチスズシロソウ
アヤメ科	ヒメシャガ
アリノトウグサ科	オグラノフサモ タチモ フサモ
イチヤクソウ科	ウメガサソウ シャクジョウソウ
イネ科	イヌアワ イワタケソウ ウキシバ エゾノサヤヌカグサ オオアブラススキ カモノハシ コウボウ コゴメカゼクサ コメススキ スズメノコビエ タキキビ ヌマカゼクサ ヒゲシバ ヒナザサ ミズタカモジ ミチシバ ミノボロ
イバラモ科	イトトリゲモ オオトリゲモ ヒロハトリゲモ
イワヒバ科	イワヒバ
ウラボシ科	アオネカズラ クラガリシダ ヒメサジラン
オシダ科	タカサゴシダ ナガサキシダ ヒロハヤブソテツ ホオノカワシダ ミドリカナワラビ
オトギリソウ科	アゼオトギリ トモエソウ
オミナエシ科	キンレイカ
オモダカ科	アギナシ
カエデ科	カラコギカエデ

ガ ガ イ モ 科	アズマカモメヅル クサタチバナ コカモメヅル スズサイコ
カ バ ノ キ 科	アサダ サクラバハノキ
カ ヤ ツ リ グ サ 科	イガクサ ウマスゲ ケシンジュガヤ コシンジュガヤ サギスゲ シズイ シラコスゲ セイタカハリイ タヌキラン トラノハナヒゲ ヌマハリイ ヒナスゲ ヒメアオガヤツリ ヒメスゲ マネキシシンジュガヤ ミカヅキグサ ミカワシンジュガヤ ミコシガヤ ヤガミスゲ
キ キ ヨ ウ 科	シデシャジン
キ ク 科	アキノハハコグサ イナベアザミ イワギク オオダイトウヒレン オケラ カセンソウ カツラカワアザミ キクアザミ コバナガンクビソウ コモノギク チョウジギク ノニガナ ハンカイソウ ヒメシオン ヒメヒゴタイ ミヤコアザミ モリアザミ ヤマジノギク
キ ジ ノ オ シ ダ 科	タカサゴキジノオ
キ ツ ネ ノ マ ゴ 科	オギノツメ スズムシバナ
キ ヨ ウ チ ク ト ウ 科	チョウジソウ
キ ン ボ ウ ゲ 科	アズマシロカネソウ イブクレイジンソウ オキナグサ オトコゼリ カザグルマ キバナサバノオ キンバイソウ セツブンソウ パイカモ ヒメイチゲ ミスミソウ ユキワリイチゲ リュウキンカ ルイヨウショウマ
ク マ ツ ツ ラ 科	クマツツラ ハマゴウ
ク ロ タ キ カ ズ ラ 科	クロタキカズラ
ケ シ 科	ヤマブキソウ
コ ケ シ ノ ブ 科	キヨスミコケシノブ
コ バ ノ イ シ カ グ マ 科	フジシダ
ゴ マ ノ ハ グ サ 科	イヌノフグリ オオアブノメ オオヒキヨモギ オオヒナノウスツボ コシオガマ ゴマクサ トガクシコゴメグサ ヒキヨモギ マルバノサウトウガラシ
サ ク ラ ソ ウ 科	イワザクラ クサレダマ クリンソウ ハイハマボッス
サ ト イ モ 科	アシウテンナンショウ ヒロハテンナンショウ
シ シ ラ ン 科	タキミシダ
シ ソ 科	オウギカズラ キセワタ ジュウニヒトエ ナツノタムラソウ ヒメナミキ マネキグサ ミズネコノオ ヤマジソ ヤマトツナミソウ
ジ ン チ ヨ ウ ゲ 科	カラスシキミ
ス イ レ ン 科	オニバス コウホネ ヒツジグサ
ス ミ レ 科	アケボノスミレ イブキスミレ ヒゴスミレ ヒナスミレ
セ リ 科	イブキボウフウ カワラボウフウ ヌマゼリ
タ デ 科	サイコクヌカボ ナガバノウナギツカミ ヌカボタデ マダイオウ ヤナギヌカボ
タ ヌ キ モ 科	イヌタヌキモ タヌキモ ノタヌキモ ヒメタヌキモ フサタヌキモ
チャ セ ン シ ダ 科	イチヨウシダ イワトラノオ オクタマシダ クルマシダ トキワトラノオ
ツ ゲ 科	ツゲ
ツ ツ ジ 科	コメツツジ ヒカゲツツジ
デ ン ジ ソ ウ 科	デンジソウ
ト ク サ 科	イヌスギナ
ト チ カ ガ ミ 科	スブタ セキショウモ マルミスブタ ヤナギスブタ
ナ ス 科	アオホオズキ ヤマホオズキ
ナ デ シ コ 科	タチハコベ ハマナデシコ ワチガイソウ

ニレ科	コバノチョウセンエノキ
ハナヤスリ科	コヒロハハナヤスリ ハマハナヤスリ ヒロハハナヤスリ
ハマウツボ科	キヨスミウツボ
バラ科	カライトソウ カワラサイコ コキンバイ サナギイチゴ チョウセンキンミズヒキ ツルキンバイ ヤマイバラ
ヒカゲノカズラ科	アスヒカズラ イヌヤチスギラン スギラン ヒメスギラン ヒモヅル ヤチスギラン
ヒシ科	ヒメビシ
ヒシモドキ科	ヒシモドキ
ヒナノシャクジョウ科	シロシャクジョウ ヒナノシャクジョウ
ヒメシダ科	タチヒメワラビ
ヒメハギ科	カキノハグサ ヒナノカンザシ ヒナノキンチャク
ヒルムシロ科	イトモ オヒルムシロ ガシャモク サンネンモ ヒロハノセンニンモ
フウロソウ科	コフウロ ビッチュウフウロ
ベンケイソウ科	ツメレンゲ
ホウライシダ科	ハコネシダ
ホシクサ科	クロホシクサ ホシクサ
ボタン科	ヤマシャクヤク
ホンゴウソウ科	ホンゴウソウ
マチン科	アイナエ
マツバラン科	マツバラン
マツムシソウ科	マツムシソウ
マツモ科	ゴハリマツモ
マメ科	イタチササゲ イヌハギ オオバクサフジ タヌキマメ ハマエンドウ マキエハギ ミソナオシ モメンヅル ヨツバハギ
ミカン科	コカラスザンショウ
ミクリ科	ヒメミクリ ミクリ
ミズアオイ科	ミズアオイ
ミズニラ科	ミズニラ
ミズワラビ科	カラクサシダ
ミツガシワ科	アサザ ガガブタ ミツガシワ
メギ科	オオバメギ
メシダ科	イワヤシダ シマシロヤマシダ フクロシダ ミヤコイヌワラビ
ヤブコウジ科	カラタチバナ
ユキノシタ科	ウメバチソウ コガネネコノメソウ ザリコミ シラヒゲソウ ズダヤクシュヤシャビシャク
ユリ科	イワショウブ キバナノアマナ ギョウジャニンニク コワニグチソウ ステゴビル タマガワホトトギス ノカンソウ ハナゼキショウ ヒメイズイ ヒメニラ ヒロハノアマナ ホソバナアマナ ミノコバイモ ワニグチソウ
ラン科	アオフタバラン アキザキヤツシロラン ウチョウラン オオヤマサギソウ オニヤガラ カヤラン キソチドリ キンラン ギンラン クマガイソウ クモキリソウ クモラン コフタバラン サギソウ ササバギンラン サルメンエビネ サワラン ジガバチソウ ショウキラン セイタカスズムシソウ セッコク タシロラン ツリシュスラン ツレサギソウ トキソウ トケンラン トンボ

	ソウ ナツエビネ ノビネチドリ ヒトツボクロ ヒナチドリ ヒナラン フウ ラン マメヅタラン ミズチドリ ミズトンボ ヤマサギソウ ヤマトキシソウ ユウシュンラン
リ ン ド ウ 科	イヌセンブリ チチプリンドウ

別 記

様式 第 1 号 (第 7 条関係)

指定希少野生動植物種捕獲等許可申請書

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

申請者 住 所 〒

氏 名 ㊦
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名〕

電 話

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例 第 16 条 第 2 項の規定に基づき、指定希少野生動植物種の個体の捕獲等について、次のとおり申請します。

捕獲等をしようとする 個 体	種 名	
	数 量	
捕 獲 等 を す る 目 的		学術研究・繁殖・教育・その他 ()
捕獲等をする区域および当該区域の状況		
捕 獲 等 の 方 法		
捕獲等をした個体の輸送方法		
捕獲等をしようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで
捕獲等をした個体の 飼養等をしようとする 場 合	所 在 地	
	飼養等をしようとする施設の 構造・規模	
備 考		

注 1 次の書類を添付してください。

- (1) 捕獲等をする区域の位置を明らかにした縮尺 50,000 分の 1 以上の地形図
 - (2) 捕獲等をした個体の飼養等をしようとする場合にあっては、飼養等のための施設の構造および規模を明らかにした図面 (平面図および立面図) ならびに写真
 - (3) 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面
- 2 「捕獲等をする目的」欄は、該当する文字を で囲み、その目的を具体的に記載してください。「その他」を選択した場合は、具体的な内容を括弧内に記載してください。
 - 3 卵または種子を採取しようとする場合にあっては、「捕獲等をしようとする個体」の「種名」欄にその旨を記載してください。
 - 4 「捕獲等をする区域および当該区域の状況」欄には、地形、植生等の状況を記載してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示してください。
 - 5 「捕獲等の方法」欄には、捕獲等で使用する器具の名称ならびに捕獲、採取、殺傷および損傷の別を記載してください。
 - 6 「捕獲等をした個体の輸送方法」欄は、生きている個体の場合に記載してください。
 - 7 「飼養等をしようとする施設」とは、飼養等のためのおり、水槽、柵、人工池沼、温室等の施設をいいます。
 - 8 「備考」欄には、次の事項を記載してください。
 - (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分または届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (2) 捕獲等をしようとする個体が植物である場合において、申請者が土地所有者と異なるときは、土地所有者の諾否またはその見込み
 - 9 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。
 - 10 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

(裏)

注 意

- 1 捕獲等許可証は、捕獲等の際には必ず携帯してください。
- 2 捕獲等許可証は、その効力を失った日から 30 日以内に、これを知事に返納してください。

捕 獲 等 年 月 日	捕 獲 等 を し た 数 量	処 置 の 概 要

返納の際この欄に所要事項を記入することにより、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例施行規則第7条第7項の報告とすることができます。

注 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 6 番とします。

様式第 3 号 (第 7 条関係)

指定希少野生動植物種捕獲等従事者証交付申請書

年 月 日

(あて先)

滋賀県知事

申請者 住 所 〒

氏 名

〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名〕

電 話

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第 16 条第 6 項の規定に基づき、指定希少野生動植物種捕獲等従事者証の交付について、次のとおり申請します。

捕獲等に係る許可証	番 号	第 号
	交 付 年 月 日	年 月 日
捕 獲 等 に 従 事 す る 者 の 住 所 お よ び 氏 名		
1	住 所	
	氏 名	
2	住 所	
	氏 名	
3	住 所	
	氏 名	
4	住 所	
	氏 名	
5	住 所	
	氏 名	

注 1 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

2 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

様式第 4 号 (第 7 条関係)

指定希少野生動植物種捕獲等従事者証

交 付 番 号 第 号
 交 付 年 月 日 年 月 日
 有 効 期 間 年 月 日から 年 月 日まで

滋賀県知事

印

住 所	
氏 名	
捕 獲 等 許 可 証 の 番 号	
法 人 の 名 称	
種 名 (卵または種子にあつては、その旨 および種名)	
数 量	
目 的	
区 域	
方 法	
条 件	

注 1 捕獲等従事者証は、捕獲等の際には必ず携帯してください。

2 捕獲等従事者証は、その効力を失った日から 30 日以内に、これを知事に返納してください。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 6 番とします。

様式第 5 号 (第 7 条関係)

指定希少野生動植物種捕獲等許可証・従事者証再交付申請書

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

申請者 住 所 〒

氏 名 ㊟
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名〕

電 話

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第 16 条第 7 項の規定に基づき、指定希少野生動植物種捕獲等 [許可証・従事者証] の再交付について、次のとおり申請します。

交付を受けた指定希少 野生動植物種捕獲等 許可証または従事者証	番 号	第 号
	交 付 年 月 日	年 月 日
許可証または従事者証を紛失し、または滅失した事情		

- 注 1 申請文中の「[許可証・従事者証]」については、該当する文字を で囲んでください。
 2 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。
 3 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

様式 第 6 号 (第 9 条関係)

(表)

8.7 センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

所 属

職 名

氏 名

上記の者は、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第 18 条第 1 項の規定により立入検査を行うことができる職員であることを証明します。

年 月 日発行

滋賀県知事

印

5.2 センチメートル

(裏)

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例 (抜粋)

(報告徴収および立入検査)

第 18 条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、第 16 条第 1 項の許可を受けている者に対し、指定希少野生動植物種の個体の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、またはその職員に、指定希少野生動植物種の個体の捕獲等に係る土地もしくは施設に立ち入り、指定希少野生動植物種の個体、飼養等のための施設、書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第 7 号 (第 12 条関係)
(その 1)

生息・生育地保護区内行為届出書
(工作物新(改、増)築関係)

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

申請者 住 所 〒

氏 名 ㊟
〔法人にあつては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名〕

電 話

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第 22 条第 1 項の規定に基づき、()
生息・生育地保護区の区域内における行為について、次のとおり届け出ます。

目 的		
場 所		
行為地および その付近の状況		
施 行 方 法	工作物の種類	
	敷地面積	
	構 造	
	規 模	
	主 要 材 料	
	外部の仕上げ および色彩	
	関連行為の概要	
	影響軽減の方法	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

注 1 次の書類を添付してください。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺 50,000 分の 1 以上の地形図
 - (2) 行為地およびその付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図および天然色写真
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の平面図、立面図、断面図および構造図
- 2 「目的」欄には、当該工作物を設ける目的およびその必要性を具体的に記載してください。
- 3 「行為地およびその付近の状況」欄には、地形、植生等の状況を記載してください。なお、詳細については、添付図面に表示をしてください。
- 4 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、残土処理、工事中仮工作物の設置等当該行為に伴う行為の種類およびその施行方法を記載してください。なお、詳細については、添付図面に表示をしてください。
- 5 「影響軽減の方法」欄には、希少野生動植物種の個体の生息・生育への当該行為の影響を軽減するための方法を記載してください。なお、詳細については、添付図面に表示をしてください。
- 6 「備考」欄には、次の事項を記載してください。
- (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分または届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (2) 土地所有関係および届出者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否またはその見込み
- 7 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。
- 8 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

(その 2)

生息・生育地保護区内行為届出書
(宅地造成・土地の開墾・その他土地形質の変更関係)

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

申請者 住 所 〒

氏 名 ㊦
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名〕

電 話

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第 22 条第 1 項の規定に基づき、()
生息・生育地保護区の区域内における行為について、次のとおり届け出ます。

目 的		
場 所		
行為地および その付近の状況		
施 行 方 法	変更する面積	
	工事の方法	
	関連行為の概要	
	変更後の 土地の形状	
	変更後の取扱い	
	影響軽減の方法	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

注 1 次の書類を添付してください。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺 50,000 分の 1 以上の地形図
 - (2) 行為地およびその付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図および天然色写真
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の平面図および断面図
- 2 「目的」欄には、当該行為を行う目的およびその必要性を具体的に記載してください。
 - 3 「行為地およびその付近の状況」欄には、地形、植生等の状況を記載してください。なお、詳細については、添付図面に表示をしてください。
 - 4 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、残土処理、工事中仮工作物の設置等当該行為に伴う行為の種類およびその施行方法を記載してください。なお、詳細については、添付図面に表示をしてください。
 - 5 「変更後の取扱い」欄には、土地の形状変更後の用途を記載してください。
 - 6 「影響軽減の方法」欄には、希少野生動植物種の個体の生息・生育への当該行為の影響を軽減するための方法を記載してください。なお、詳細については、添付図面に表示をしてください。
 - 7 「備考」欄には、次の事項を記載してください。
 - (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分または届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (2) 土地所有関係および届出者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否またはその見込み
 - 8 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。
 - 9 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

(その 3)

生息・生育地保護区内行為届出書
(鉱物の採掘(土石の採取)関係)

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

申請者 住 所 〒

氏 名 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名

電 話

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第22条第1項の規定に基づき、()
生息・生育地保護区の区域内における行為について、次のとおり届け出ます。

目 的		
場 所		
行為地および その付近の状況		
施 行 方 法	鉱物(土石)種類	
	採掘(採取)方法	
	採掘(採取)量	
	採掘(採取)設備	
	土地形状の 変更面積	
	関連行為の概要	
	採掘(採取)後の 土地の形状	
	採掘(採取)跡地 の取扱い	
	影響軽減の方法	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

注 1 次の書類を添付してください。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺 50,000 分の 1 以上の地形図
- (2) 行為地およびその付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図および天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の平面図および断面図
- 2 「目的」欄には、当該行為を行う目的およびその必要性を具体的に記載してください。
- 3 「行為地およびその付近の状況」欄には、地形、植生等の状況を記載してください。なお、詳細については、添付図面に表示をしてください。
- 4 「採掘 (採取) 方法」欄には、露天掘、坑道掘 (横坑、たて坑、斜坑) 等の別を記載してください。
- 5 「採掘 (採取) 量」欄には、採掘 (採取) する鉱物 (土石) の容積 (立方メートル) および重量 (トン) により採掘 (採取) 量を記載してください。
- 6 「採掘 (採取) 設備」欄には、採掘に使用する設備およびその規模について、具体的に記載してください。
- 7 「関連行為の概要」欄には、支障木の伐採、ズリ処理、工事中仮工作物の設置等当該行為に伴う行為の内容を具体的に記載してください。なお、詳細については、添付図面に表示をしてください。
- 8 「採掘 (採取) 後の土地の形状」欄には、切羽跡階段状等採掘 (採取) 後の土地の形状について、具体的に記載してください。
- 9 「採掘 (採取) 跡地の取扱い」欄には、跡地の整理、緑化の方法および跡地の用途を記載してください。
- 10 「影響軽減の方法」欄には、希少野生動植物種の個体の生息・生育への当該行為の影響を軽減するための方法を記載してください。なお、詳細については、添付図面に表示をしてください。
- 11 「備考」欄には、次の事項を記載してください。
 - (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分または届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (2) 当該行為が鉱業法第 63 条に規定する施業案を必要とするものであるときは、当該施業案の概要
 - (3) 土地所有関係および届出者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否またはその見込み
- 12 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。
- 13 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

(その 4)

生息・生育地保護区内行為届出書
(水面埋立(干拓)関係)

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

申請者 住 所 〒

氏 名 ㊦
 { 法人にあっては、主たる事務所の所在地、
 名称および代表者の氏名 }

電 話

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第 22 条第 1 項の規定に基づき、()
 生息・生育地保護区の区域内における行為について、次のとおり届け出ます。

目 的		
場 所		
行為地および その付近の状況		
施 行 方 法	埋立(干拓)面積	
	工 事 の 方 法	
	関連行為の概要	
	埋立(干拓)後の 取 扱 い	
	影響軽減の方法	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

注 1 次の書類を添付してください。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺 50,000 分の 1 以上の地形図
 - (2) 行為地およびその付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図および天然色写真
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の平面図および断面図
- 2 「目的」欄には、当該行為を行う目的およびその必要性を具体的に記載してください。
 - 3 「行為地およびその付近の状況」欄には、地形、植生等の状況を記載してください。なお、詳細については、添付図面に表示をしてください。
 - 4 「工事の方法」欄には、工事の時期、工種等を記載してください。
 - 5 「関連行為の概要」欄には、工事前仮工作物の設置等当該行為に伴う行為の内容を具体的に記載してください。なお、詳細については、添付図面に表示をしてください。
 - 6 「埋立(干拓)後の取扱い」欄には、埋立後の用途、希少野生動植物種の保護のために行う措置等について記載してください。
 - 7 「影響軽減の方法」欄には、希少野生動植物種の個体の生息・生育への当該行為の影響を軽減するための方法を記載してください。なお、詳細については、添付図面に表示をしてください。
 - 8 「備考」欄には、次の事項を記載してください。
 - (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分または届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (2) 土地所有関係および届出者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否またはその見込み
 - 9 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。
 - 10 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

(その 5)

生息・生育地保護区内行為届出書
(水位 (水量) に増減を及ぼさせる行為関係)

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

申請者 住 所 〒

氏 名 ㊦
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名〕

電 話

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第 22 条第 1 項の規定に基づき、()
生息・生育地保護区の区域内における行為について、次のとおり届け出ます。

目 的		
場 所		
行為地および その付近の状況	地 況	
	現在の水位 (水量)	
	水の利用状況	
施 行 方 法	水位 (水量) の 増減の及ぶ範囲	
	水位 (水量) の 増減を及ぼす時期 お よ び 量	
	水位 (水量) 増減 の原因となる行為	
	設 備	
	影響軽減の方法	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

注 1 次の書類を添付してください。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺 50,000 分の 1 以上の地形図
 - (2) 行為地およびその付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図および天然色写真
 - (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の平面図および断面図
- 2 「目的」欄には、当該行為を行う目的およびその必要性を具体的に記載してください。
 - 3 「行為地およびその付近の状況」欄には、地形、植生等の状況を記載してください。なお、詳細については、添付図面に表示をしてください。
 - 4 「水位 (水量) の増減を及ぼす時期および量」欄には、時期および当該行為による水位 (最高水位、最低水位等) または水量 (取水量、放流量等) の変化を記載してください。なお、一定の期間ごとに水位 (水量) の増減の内容が変わる場合には、その期間別に記載してください。
 - 5 水量の単位は、立方メートル毎秒とします。
 - 6 「影響軽減の方法」欄には、希少野生動植物種の個体の生息・生育への当該行為の影響を軽減するための方法を記載してください。なお、詳細については、添付図面に表示をしてください。
 - 7 「備考」欄には、次の事項を記載してください。
 - (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分または届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (2) 土地所有関係および届出者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否またはその見込み
 - 8 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。
 - 9 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

(その 6)

生息・生育地保護区内行為届出書
(木竹の伐採関係)

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

申請者 住 所 〒

氏 名 ㊦
 { 法人にあっては、主たる事務所の所在地、 }
 { 名称および代表者の氏名 }

電 話

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第 22 条第 1 項の規定に基づき、()
 生息・生育地保護区の区域内における行為について、次のとおり届け出ます。

目 的		
場 所		
行為地および その付近の状況		
施 行 方 法	伐 採 種 別	
	伐 採 樹 種	
	伐 採 面 積	
	平 均 樹 齢	
	平均胸高直径	
	伐 採 材 積	
	関連行為の概要	
	伐採跡地の取扱い	
	影響軽減の方法	
予 定 日	着 手	年 月 日
	完 了	年 月 日
備 考		

注 1 次の書類を添付してください。

- (1) 行為地の位置を明らかにした縮尺 50,000 分の 1 以上の地形図
- (2) 行為地およびその付近の状況を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の概況図および天然色写真
- (3) 行為の施行方法を明らかにした縮尺 1,000 分の 1 以上の平面図および断面図
- 2 「目的」欄には、当該行為を行う目的およびその必要性を具体的に記載してください。
- 3 「行為地およびその付近の状況」欄には、地形、植生等の状況を記載してください。なお、詳細については、添付図面に表示をしてください。
- 4 「伐採種別」欄には、皆伐、単木択伐、塊状択伐等の別を記載してください。
- 5 「関連行為の概要」欄には、索道、林道、貯木場の設置等当該行為に伴う行為の内容を具体的に記載してください。なお、詳細については、添付図面に表示をしてください。
- 6 「伐採跡地の取扱い」欄には、伐採後の植栽計画 (年次、樹種、施行方法等) 等を記載してください。
- 7 「影響軽減の方法」欄には、希少野生動植物種の個体の生息・生育への当該行為の影響を軽減するための方法を記載してください。なお、詳細については、添付図面に表示をしてください。
- 8 森林施業以外の目的で届出をする場合には、「平均樹齢」、「平均胸高直径」および「伐採材積」の欄には記載しなくともよいこととします。
- 9 「備考」欄には、次の事項を記載してください。
 - (1) 他の法令の規定により、当該行為が行政庁の許可、認可その他の処分または届出を必要とするものであるときは、その手続の進捗状況
 - (2) 土地所有関係および届出者が土地所有者と異なる場合は、土地所有者の諾否またはその見込み
- 10 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。
- 11 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

様式第 8 号 (第 14 条関係)

(表)

8.7 センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

所 属

職 名

氏 名

上記の者は、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第 24 条第 2 項の規定により立入検査および立入調査を行うことができる職員であることを証明します。

年 月 日発行

滋賀県知事

印

5.2 センチメートル

(裏)

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例 (抜粋)

(報告徴収および立入検査等)

第 24 条 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、生息・生育地保護区の区域内において第 22 条第 1 項各号に掲げる行為をした者に対し、その行為の実施状況その他必要な事項について報告を求めることができる。

2 知事は、この節の規定の施行に必要な限度において、その職員に、生息・生育地保護区の区域内の土地に立ち入り、前項に規定する者がした行為の実施状況について検査させ、もしくは関係者に質問させ、またはその行為が希少野生動植物種の保護に及ぼす影響について調査をさせることができる。

3 前項の規定による立入検査または立入調査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

4 第 1 項および第 2 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式第 9 号 (第 16 条関係)

指 定 外 来 種 飼 養 等 届 出 書

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

申請者 住 所 〒

氏 名 ㊟
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名〕

電 話

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第 28 条 [第 1 項・第 3 項] の規定に基づき、指定外来種の個体の飼養等について、次のとおり届け出ます。

飼 養 等 に 係 る 指 定 外 来 種	種 類	
	飼 養 等 を す る 数 量	
	飼 養 等 の 開 始 日	年 月 日
飼 養 等 の 目 的	学術研究・展示・教育・生業の維持・愛がんまたは観賞 その他 ()	
飼 養 等 の た め の 施 設	所 在 地	
	構 造	
	規 模	
飼 養 等 管 理 体 制	施 設 の 点 検 方 法	
	飼 養 等 が 困 難 に な っ た 場 合 の 措 置	
	運 搬 時 逸 出 防 止 措 置	
備 考		

注 1 次の書類を添付してください。

- (1) 飼養等のための施設の位置を明らかにした縮尺 5,000 分の 1 以上の位置図
 - (2) 飼養等のための施設の構造および規模を明らかにした図面 (平面図および立面図) ならびに写真
- 2 届出文中の「[第 1 項・第 3 項]」については、指定外来種が指定された後に飼養等を開始した者は「第 1 項」を、指定外来種を指定した際に既に飼養等をしている者は「第 3 項」を で囲んでください。
- 3 「飼養等に係る指定外来種」
- (1) 「種類」欄には、飼養等をする指定外来種の種類を記載してください。複数の種類の指定外来種の飼養等をする場合は、個々の種類ごとに届出書を作成してください。
 - (2) 「飼養等をする数量」欄には、現在飼養等をしている指定外来種の数量を記載してください。数量は、指定外来種の個体数を記載するものとしますが、指定外来種が微生物である場合には、計算により概数を記載してよいこととします。
 - (3) 「飼養等の開始日」欄には、指定外来種の飼養等を開始した日を記載してください。
- 4 「飼養等の目的」欄は、該当する文字を で囲み、目的を具体的に記載してください。「その他」を選択した場合は、具体的な内容を括弧内に記載してください。
- 5 「飼養等のための施設」
- (1) 「飼養等のための施設」とは、飼養等のためのおり、水槽、柵、人工池沼、温室等の施設をいいます。
 - (2) 「所在地」欄には、飼養等施設を設置する場所の住所を記載してください。
 - (3) 「構造」欄には、飼養等施設の構造、材質等を記載してください。
 - (4) 「規模」欄には、飼養等施設の規模 (長さ×幅×高さ、水平投影面積、個数等) を記載してください。
- 6 「飼養等管理体制」
- (1) 「施設の点検方法」欄には、飼養等施設の点検方法、点検頻度等について記載してください。
 - (2) 「飼養等が困難になった場合の措置」欄には、法人の解散等のやむを得ない事情により飼養等をするこ
とが困難になった場合の措置を記載してください。
 - (3) 「運搬時逸出防止措置」欄には、指定外来種を運搬する場合について、その運搬の際の逸出防止措置を
記載してください。なお、運搬することが想定されない場合は、その旨を記載してください。
- 7 「備考」欄には、既に他の指定外来種で届出をしている場合は、その種類および届出年月日を記載してく
ださい。
- 8 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。
- 9 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

様式第 10 号 (第 20 条関係)

指 定 外 来 種 飼 養 等 廃 止 届 出 書

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

申請者 住 所 〒

氏 名 ㊟
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名〕

電 話

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第 28 条第 2 項の規定に基づき、指定外来種の飼養等をやめたので、次のとおり届け出ます。

飼養等の開始届出日	年 月 日
飼養等の廃止日	年 月 日
飼養等の廃止理由	
飼養等をしていた 個体の処分状況	

注 1 「飼養等の廃止理由」欄には、飼養等をやめた理由を記載してください。

2 「飼養等をしていた個体の処分状況」欄には、飼養等をしていた個体の処分方法または譲渡先を具体的に記載してください。

3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。

4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

様式 第 11 号 (第 20 条関係)

指定外来種飼養等届出事項変更届出書

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

申請者 住 所 〒

氏 名 ㊟
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名〕

電 話

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例 第 28 条 第 2 項の規定に基づき、指定外来種飼養等届出事項に変更が生じたので、次のとおり届け出ます。

飼養等の開始届出日	年 月 日
変更が生じた事項	
変更が生じた日	年 月 日
変更の内容	

- 注 1 「変更が生じた事項」欄には、「指定外来種飼養等届出書 (別記様式 第 9 号)」で届け出た事項のうちの届出者の「住所・氏名 (法人にあっては、主たる事務所の所在地、名称および代表者の氏名)・電話」、「飼養等の目的」、「飼養等のための施設」の「所在地・構造・規模」または「飼養等管理体制」の「施設の点検方法・飼養等が困難になった場合の措置・運搬時逸出防止措置」に変更があった場合について、その事項を記載してください。
- 2 「変更の内容」欄には、変更が生じた事項について、変更点を具体的に記載してください。また、飼養等のための施設の所在地、構造または規模に変更がある場合は、その内容を明らかにした変更図面および写真を添付してください。
- 3 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。
- 4 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

様式 第 12 号 (第 23 条関係)

(表)

8.7 センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

所 属

職 名

氏 名

上記の者は、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例第 33 条第 1 項の規定により立入検査を行うことができる職員であることを証明します。

年 月 日発行

滋賀県知事

印

5.2 センチメートル

(裏)

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例 (抜粋)

(報告徴収および立入検査)

第 33 条 知事は、第 28 条から前条までの規定の施行に必要な限度において、指定外来種の個体の飼養等をする者または販売を業とする者に対し、指定外来種の個体の取扱いの状況その他必要な事項について報告を求め、またはその職員に、指定外来種の個体の飼養等もしくは販売に係る施設に立ち入り、指定外来種の個体、書類その他の物件を検査させ、もしくは関係者に質問させることができる。

2 前項の規定による立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

3 第 1 項の規定による権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

様式 第 13 号 (第 24 条関係)

(表)

8.7 センチメートル

第 号

身 分 証 明 書

所 属

職 名

氏 名

上記の者は、ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例 第 35 条 第 1 項の規定による行為を
 することができる職員であることを証明します。

年 月 日発行

滋賀県知事

印

5.2 センチメートル

(裏)

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例 (抜粋)

(土地への立入り等)

第 35 条 知事は、前条 第 1 項の規定による指定外来種の個体または特定外来生物の防除に必要な限度において、その職員に、他人の土地もしくは水面に立ち入り、指定外来種の個体もしくは特定外来生物の捕獲、採取もしくは殺処分をさせ、または指定外来種の個体もしくは特定外来生物の捕獲、採取もしくは殺処分の支障となる立木竹を伐採させることができる。

2 知事は、その職員に前項の規定による行為をさせる場合には、あらかじめ、その土地もしくは水面の占有者または立木竹の所有者にその旨を通知し、意見を述べる機会を与えなければならない。

3 第 1 項の規定による行為をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

様式 第 14 号 (第 27 条関係)

(その 1)

指定希少野生動植物種捕獲等届出書
(教育・学術研究・調査のための捕獲等)

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

届出者 住 所 〒

氏 名 [㊤]
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名〕

電 話

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例施行規則 第 5 条 [第 2 号・第 3 号] の規定に基づき、指定希少野生動植物種の個体の捕獲等について、次のとおり届け出ます。

捕獲等をしようとする 個 体	種 名	
	数 量	
捕 獲 等 を す る 目 的		教育・学術研究・調査
捕獲等をする区域および当該区域の状況		
捕 獲 等 の 方 法		
捕獲等をした個体の輸送方法		
捕獲等をしようとする期間		年 月 日から 年 月 日まで
捕獲等をした個体の 飼養等をしようとする 場 合	所 在 地	
	飼養等のための 施設の構造・規模	
備 考		

注 1 次の書類を添付してください。

- (1) 捕獲等をする区域の位置を明らかにした縮尺 50,000 分の 1 以上の地形図
 - (2) 捕獲等をした個体の飼養等をしようとする場合にあっては、飼養等のための施設の構造および規模を明らかにした図面 (平面図および立面図) ならびに写真
 - (3) 捕獲等をしようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面
- 2 届出者が大学である場合には、「住所・氏名」欄に、主たる研究室等の所在地、大学・学部等の名称および代表者の氏名を記載してください。
 - 3 届出文中の「[第 2 号・第 3 号]」については、大学における教育または学術研究のための捕獲等の場合は「第 2 号」を、希少野生動植物種調査監視指導員による保護または調査のための捕獲等の場合は「第 3 号」を以てしてください。
 - 4 「捕獲等をする目的」欄は、該当する文字を以て囲み、その目的を具体的に記載してください。
 - 5 卵または種子を採取しようとする場合にあっては、「捕獲等をしようとする個体」の「種名」欄にその旨を記載してください。
 - 6 「捕獲等をする区域および当該区域の状況」欄には、地形、植生等の状況を記載してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示をしてください。
 - 7 「捕獲等の方法」欄には、捕獲等で使用する器具の名称ならびに捕獲、採取、殺傷および損傷の別を記載してください。
 - 8 「捕獲等をした個体の輸送方法」欄は、生きている個体の場合に記載してください。
 - 9 「飼養等のための施設」とは、飼養等のためのおり、水槽、柵、人工池沼、温室等の施設をいいます。
 - 10 届出者が希少野生動植物種調査監視指導員である場合には、「備考」欄に、その旨および希少野生動植物種調査監視指導員に委嘱された年月日を記載してください。
 - 11 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。
 - 12 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

(その 2)

指定希少野生動植物種捕獲等届出書
(個体の保護のための移動・移植目的の捕獲等)

年 月 日

(あて先)
滋賀県知事

届出者 住 所 〒

氏 名 ㊟
〔法人にあっては、主たる事務所の所在地、
名称および代表者の氏名〕

電 話

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例施行規則 第 5 条 第 5 号の規定に基づき、指定希少野生動植物種の個体の捕獲等について、次のとおり届け出ます。

捕獲等をしようとする 個 体	種 名	
	数 量	
捕 獲 等 を す る 目 的	ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例施行規則 第 5 条 第 5 号 () に規定する目的	
捕獲等をする区域および当該区域の状況		
捕 獲 等 の 方 法		
捕獲等をした個体の輸送方法		
移動または移植をしようとする区域 お よ び 当 該 区 域 の 状 況		
捕 獲 等 お よ び 移 動 ・ 移 植 を し よ う と す る 期 間	年 月 日から 年 月 日まで	

注 1 次の書類を添付してください。

- (1) 捕獲等をする区域および移動または移植をする区域の位置を明らかにした縮尺 50,000 分の 1 以上の地形図
 - (2) 捕獲等をした個体の飼養等をしようとする場合にあっては、飼養等のための施設の構造および規模を明らかにした図面ならびに写真
 - (3) 捕獲等しようとする個体が動物である場合にあっては、捕獲等の方法を明らかにした図面
- 2 「捕獲等をする目的」欄には、該当するふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例施行規則第 5 条第 5 号アからネまでのいずれかの条項名を括弧内に記載してください。
 - 3 卵または種子を採取しようとする場合にあっては、「捕獲等しようとする個体」の「種名」欄にその旨を記載してください。
 - 4 「捕獲等をする区域および当該区域の状況」欄には、地形、植生等の状況を記載してください。なお、必要に応じてその詳細を添付図面に表示をしてください。
 - 5 「捕獲等の方法」欄には、捕獲等で使用する器具の名称を記載してください。
 - 6 「捕獲等をした個体の輸送方法」欄は、生きている個体の場合に記載してください。
 - 7 「移動または移植しようとする区域および当該区域の状況」欄には、地形、植生等の状況および当該区域が移動または移植をする場所として適切であることの理由を記載してください。なお、その詳細を添付図面に表示をしてください。
 - 8 用紙の大きさは、日本工業規格 A 列 4 番とします。
 - 9 氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができます。

告 示

滋賀県告示第 85 号

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例 (平成 18 年 滋賀県条例第 4 号) 第 12 条第 1 項の規定に基づき、指定希少野生動植物種を次のとおり指定し、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

平成 19 年 2 月 28 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 動物界

綱 名	目 名	科 名	種 名
ほ 哺 乳 綱	コウモリ目	ヒナコウモリ科	ムリナ・レウコガステル (テングコウモリ)
			ヴェスペルティリオ・スイネンスイス (ヒナコウモリ)
鳥 綱	コウノトリ目	サギ科	ボタウルス・ステルラリス・ステルラリス (サンカノゴイ)
	フクロウ目	フクロウ科	オトウス・レンピイ・セミトルクエス (オオコノハズク)
			オトウス・スコプス・ヤボニクス (コノハズク)
ブッポウソウ目	ブッポウソウ科	エウリュストムス・オリエンタリス・カロニクス (ブッポウソウ)	
両生綱	カエル目	アカガエル科	ラナ・ポロサ・プレヴィボダ (ナゴヤダルマガエル)
硬骨魚綱	コイ目	コイ科	アケイログナトウス・キュアノスティグマ (イチモンジタナゴ)
	トゲウオ目	トゲウオ科	ガストゥロステウス・ミクロケファルス (ハリヨ)
昆虫綱	コウチュウ目	ハンミョウ科	カエトデラ・ラエテスクリプタ (カワラハンミョウ)

2 植物界

科 名	種 名
カ ャ ツ リ グ サ 科	エリオフォルム・グラキレ (サギスゲ)
キ ン ボ ウ ゲ 科	ブルサティルラ・ケルヌア (オキナグサ)
	アネモネ・ケイスケアナ (ユキワリイチゲ)
サ ク ラ ソ ウ 科	プリムラ・トサエンシス (イワザクラ)
ヒ カ ゲ ノ カ ズ ラ 科	リュコポディウム・カロリニアヌム (イヌヤチスギラン)
マ ツ バ ラ ン 科	プスイロトゥム・ヌドゥム (マツバラ)
ユ リ 科	フリティルラリア・ヤポニカ (ミノコバイモ)
ラ ン 科	オルキス・グラミニフォリア (ウチョウラン)
	キュプリベディウム・ヤボニクム (クマガイソウ)
	カランテ・トゥリカリナタ (サルメンエビネ)
	エレオルキス・ヤポニカ (サワラン)
	デンドウロビウム・モニリフォルメ (セッコク)

滋賀県告示 第 86 号

ふるさと滋賀の野生動植物との共生に関する条例 (平成 18 年 滋賀県条例 第 4 号) 第 27 条 第 1 項の規定に基づき、指定外来種を次のとおり指定し、平成 19 年 5 月 1 日から施行する。

平成 19 年 2 月 28 日

滋賀県知事 嘉 田 由 紀 子

1 動物界

綱 名	目 名	科 名	種 名
哺乳綱	ネコ目	ジャコウネコ科	パグマ・ラルヴァタ (ハクビシン)
爬虫綱	カメ目	カミツキガメ科	マクロクレミュス・テンミンキ (ワニガメ)
硬骨魚綱	カラシン目	カラシン科	カトプリオン属全種、セルラサルムス属全種およびピュゴケントウルス属全種 (通称ピラニア類)
	コイ目	コイ科	アケイログナトゥス・マクロプテルス (オオタナゴ)
			ロデウス・オケルラトゥス・オケルラトゥス (タイリクバラタナゴ)
	サケ目	サケ科	サルヴェリヌス・フォンティナリス (カワマス)
			サルモ・トゥルタ (ブラウントラウト)
	スズキ目	スズキ科	コレオベルカ・カワメバリ (オヤニラミ)
	ナマズ目	ナマズ科	スィルルス・グラニス (ヨーロッパオオナマズ)
レピソス目 テウス目	ガ - 科	ガー科全種	
腹足綱	ニナ目	ミズツボ科	ポタモピュルグス・アンティポダルム (コモチカワツボ)
		リンゴガイ科	ポマケア・カナリクラタ (スクミリンゴガイ)
甲殻綱	ミジンコ目	ミジンコ科	ダフニア・マグナ (オオミジンコ)

2 植物界

科 名	種 名
ア オ イ 科	アブティロン・テオフラスティ (イチビ)
ナ ス 科	ソラヌム・カロリネンセ (ワルナスビ)